

高齢者等紙おむつ券配付事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、在宅において常時おむつを必要とする寝たきり高齢者及び認知症高齢者等（以下「高齢者等」という。）に対して、紙おむつ券を配付し、経済的負担の軽減を支援するとともに、高齢者等の在宅生活の継続を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、甲佐町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）とする。

(配付対象者)

第3条 対象者は甲佐町内に在住し、在宅において常時おむつを必要とする高齢者等で、要介護状態区分が要介護3以上の認定を受けている者とする。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除くものとする。

(配付の申請)

第4条 紙おむつ券の配付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紙おむつ券配付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を、民生委員児童委員を通じて甲佐町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。なお、申請はその者の家族又は親族等が代わって申請できるものとする。

(配付決定及び通知)

第5条 会長は申請書を受理したときは、介護保険被保険者証等で確認を行い、結果を紙おむつ券配付決定（却下）通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(配付)

第6条 紙おむつ券は年4回（5月、8月、11月、2月）配付するものとする。
2 紙おむつ券を配付する場合は、担当地区の民生委員児童委員を介して配付するものとする。

(紙おむつ券の使用)

第7条 配付決定者は、紙おむつ配付指定店において紙おむつ券を提出し、紙おむつの購入に係る代金（消費税を含む。）から3,000円を控除した残額を負担する。

(返還)

第8条 申請者は、配付決定者が次の各号に該当したときには協議会へ連絡し、未使用の紙おむつ券は速やかに返還しなければならない。
(1) 入院や死亡等によって、第3条に該当しなくなったとき。
(2) 本町に住所を有しなくなったとき。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項の施行に伴い、平成7年4月1日制定の「ねたきり老人等紙おむつ配付要綱」は破棄する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。